

作品認定制度審査綱領

一般社団法人 日本映画制作適正化機構
2023年4月1日制定

日本映画製作者連盟及び日本映画製作者協会、日本映画監督協会をはじめとする各映画職能団体は、製作から流通まで映画産業のすべての関係者が参画する自主的取組として、適正な映画制作現場の環境整備のための「作品認定制度」を創設し、「一般社団法人 日本映画制作適正化機構」を設置することに合意した。

本機構設立の目的は、働き方改革関連法の施行等による取引環境の変化に対応するとともに、日本の映画製作が適正な費用水準の下で行われ、かつ持続性が確保できるように出資者（製作委員会参画者を含む）及び社会全体の理解を得られるような映画制作現場の適正化を図ることによって、映画産業の20年後、30年後を見据えた環境を構築することにある。

これらの経緯をふまえ、作品認定制度の審査にあたっては、審査を通じて日本映画の芸術的・文化的ならびに産業的発展に寄与するとともに、フリーランスを含めたすべてのスタッフのクリエイティビティが発揮できる制作環境を実現することがその本旨であることをここに確認する。

1 作品の尊重

表現の自由を尊重し、映画作品の文化的・芸術的側面に十分に配慮することを審査の基本とする。作品の自由と価値を毀損するいかなる行為も、当作品認定制度は許容しない。

2 作品制作スタッフの尊重

映画作品の制作に関わるフリーランスを含むすべてのスタッフの制作活動ならびにクリエイティビティを最大限に尊重し、それらを阻害する諸課題を的確に指摘し、制作環境の改善に寄与することを目指す。

3 審査の一貫性、公平性

作品の審査にあたっては、「作品認定制度審査方針」と「作品認定制度審査基準」に則り、一貫性および公平性に留意する。また審査内容に疑義が生じた場合は、別途定める規定に従い、十分な説明責任を果たすこととする。

4 本綱領の適用

本綱領は、作品認定制度に申請されたすべての作品の審査に適用する。